法の下の平等　～尊属殺人罪削除の是非論～

最近の本紙「ひろば」欄に、刑法の尊属殺人罪の規定の削除の是非論が二つ掲載されました。ある人は、尊属殺人事件がいまだに発生するのは、この規定が削除されたことにより歯止めがなくなったのが一因であるとし、ある人は、尊属への敬意は社会秩序の一環としては重要だが、個人の人間性尊重の考え方から削除は正当なものであった、としています。

明治四〇年に成立した刑法は、自己又は配偶者の直系尊属に対し、殺人、傷害致死、逮捕監禁、同致死の犯罪を犯した者に対し、その他の者に対するよりも重い刑を定めていました。特に、普通殺人罪の法定刑が、「死刑又は無期もしくは三年以上の懲役」であるのに対し、尊属殺人の場合は、「死刑又は無期懲役」しか定められていませんでした。

ところで、刑法は、判決で法定刑を減軽することができる場合として、法律上の減軽(心神耗弱、過剰防衛等)と酌量減刑（情状酌量すべき事情がある場合）を定め、それぞれ一回ずつ減軽ができるとし、死刑を減軽するときは、無期又は一〇年以上の懲役又は禁錮に、無期懲役又は禁錮を減軽するときは七年以上の懲役又は禁錮に、有期懲役又は禁錮を減軽するときはその二分の一とすると定めています。また、執行猶予付の判決を言渡すときは、三年以下の懲役又は禁錮でなければなりません。従って、尊属殺人の場合は、どれ程減軽すべき事情があっても、三年六カ月の懲役（実刑）が限界で、執行猶予付の判決はできませんでした。

従来の我国の尊属殺人事件の大部分は、行為者の判断能力が不十分であるか、被害者たる尊属に非難されるべき行状がある場合が殆んどであったのですが、そのような中で次のような事件が発生しました。

被告人は一四歳の時実父から無理に姦淫され、以後異常な関係を強いられ、五人の子を産んだ。たまたま正常な結婚の機会が訪れたが、実父は自らの支配

下に置いて異常な生活を強いようとして毎日のように脅迫、虐待をした。深い悩みと煩悶の極みにあった被告人は、たまたまいわれなき暴言を受けて、このような忌わしい境遇から逃れようとして絞殺し、自首した。

この事件について、昭和四八年四月四日最高裁は、一五人の裁判官全員一致で、尊属殺人罪の規定は、憲法一四条の「法の下の平等」に反するとして、普通殺人罪を適用し、心神耗弱による減軽をして、懲役二年六月、執行猶予三年の判決を言渡しました。ただ、その理由付けとして、八人の裁判官は、尊属殺の法定刑が死刑又は無期懲役に限られている点において厳しすぎ、「尊属に対する敬愛や報恩いという自然的情愛ないし普遍的倫理」の観念をもってしても到底合理的差別とはいえないとし、六人の裁判官は、尊属が尊属なるが故に特別の保護を受けるべきであるとか、尊属殺はその背徳性が著しく、特に強い非難に値するという理由によって特別の規定を設けることは、個人の尊厳と人格価値の平等を基本的な立脚点とする憲法一四条の許さない差別的取り扱いであるとしています。

私も、尊属に対する敬愛、報恩、愛情というものは、卑属に対するそれと同様、個々の家庭や親族関係の下で育まれるべきものであって、法によって強制すべきものではないし、存続殺の規定があることにより尊属殺を思い止まることもないと考えています。

そして、最高裁判決後、検察庁は前記の尊属殺人等が発生した場合でも、これを普通殺人等として起訴し、最終的には、平成七年五月一二日これらの規定は国会において廃止され、刑法から削除されたのです。

【平成２０年７月８日　静岡新聞　朝刊　掲載】